

水道課

1. 水道事業に係る予算関係について

従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成27年度末で37.2%と依然として低い状況にある。
- また、高度経済成長時代の1970年代に集中整備された水道施設は、全国的に更新時期を迎えるつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれる一方、運営基盤の弱い小規模事業者が多いことや、人口減少等により料金収入が減少していることから、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図る上で、広域化の推進等による運営基盤の強化が喫緊の課題となっている。
- これらの課題に対応するため、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備をより効果的に支援することを目的として、平成26年度補正予算で、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設した。

今後の取組

- 水道施設の整備に関する平成29年度予算案については、他府省計上分を含め、平成28年度予算額の335億円に比べ20億円増額の355億円(106.0%)を計上している。
平成28年度第2次補正予算と平成29年度予算案を合わせた施設整備費の総額では755億円となり、昨年度の620億円と比べ135億円増額(121.8%)となっている。
- 水道事業の基盤強化の方策として、広域化は一つの有力な手段であるが、特に小規模な水道事業体においては水道台帳が整備されていないことにより、資産状況の把握ができず、広域化の阻害要因となっている場合がある。そのため、生活基盤施設耐震化等交付金において、広域連携協議会に参加している水道事業体が、将来的に水道事業運営基盤強化推進等事業により広域化事業を展開することを積極的に意思表示している場合、

台帳未整備の事業体に対し台帳整備に必要となる経費について、平成29年度から3年間を限度として財政支援することとした。なお、台帳整備に要する財政支援の要望については、改めて調査を予定している。

- 簡易水道事業統合については、平成18年度財務省予算執行調査を踏まえて、集中的に取り込んでいただくことを目的に補助制度の見直しを行い、平成19年度から平成28年度までの10年間という期間を区切って、重点的な支援に努めてきたが、市町村の責めに帰さない事由により工期を延長せざるを得ない事業については、平成31年度末まで期限を延長することとしており、また、平成28年度までに上水道事業に統合した旧簡易水道施設等についても、統合までに予定していた施設整備の工期を延長せざるを得ない事業が見られたことから、条件に合致する事業については、平成31年度末まで国庫補助を継続することとした。

なお、上記はいずれも平成31年度末まで事業統合や残事業が完了することを前提として延長するものであり、現時点で平成31年度末まで事業統合や残事業の完了が困難であると判断している事業については、延長の対象とはしていない。

- 東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、平成29年度予算案として、各自治体の復興計画において、平成29年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に108億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

- 平成28年度の国庫補助要望については、現実的な執行見込みを踏まえたものとなるよう精査いただいたが、平成29年度も同様に予算が大変厳しいことが見込まれる。現在、頂いた要望額を精査しているところであるが、精査にあたっては引き続きご協力をいただきたい。

また、今年度は平成28年度第2次補正予算において、水道施設整備費補助金を大幅に獲得できたが、今後も同様の予算が確保できるかは補正予算の編成方針によるところどころが大きい。よって、平成30年度以降に予定している事業の平成29年度への前倒しについて、管下水道事業体に対し対応を行うよう、より積極的な取組をお願いする。

- 生活基盤施設耐震化等交付金については、平成28年度から、都道府県が取りまとめた

事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなっている。今後、都道府県に期待される役割が大きくなるため、水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靭な水道が構築されるよう、引き続き地域の実情に応じて弾力的に配分を行うなど、積極的な取組をお願いする。

- 水道施設については新たに整備する時代から既存の施設の維持・修繕等を中心とした時代に移り変わっており、水道事業者及び水道用水供給事業者においては、管理する施設の計画的な更新及びその財源の確保が重要である。将来にわたり水道を維持するためには、水道を利用する住民等に理解を深めていただく必要があり、そのための情報公開の在り方がますます重要である。平成27年度財務省予算執行調査においても、今後の水道事業の安定的な事業運営に向け、中長期的な収支見通しの作成、水道料金設定の考え方や将来の収支見通しについての積極的な情報公開、広域化や民間委託の積極的な推進等について指摘があったところであり、各水道事業体においては、引き続きこれらの指摘を踏まえた積極的な取組をお願いする。

平成29年度水道施設整備関係予算案

(単位：百万円)

区分	平成28年度 予 算	平成29年度 予 算	対 増 △	前 年 度 度 領	対 比 率 (%)
	A	B	B-A		B/A
水道施設整備費	(78,243) 48,884	(96,809) 46,641	△2,243		95.4
水道施設整備費補助	(23,866) 20,366	(42,479) 18,479	△1,887		90.7
指導監督事務費等	(91) 91	(91) 91	0		100.0
災害復旧費	(1,209) 350	(10,518) 350	0		100.0
耐震化等交付金	(38,000) 13,000	(32,900) 16,900	3,900		130.0
東日本大震災	(15,077) 15,077	(10,821) 10,821	△4,256		71.8
水道施設整備費 ※災害復旧費を除く一般の施設整備費の合計	(61,957) 33,457	(75,470) 35,470	2,013		106.0

注1) : 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計。

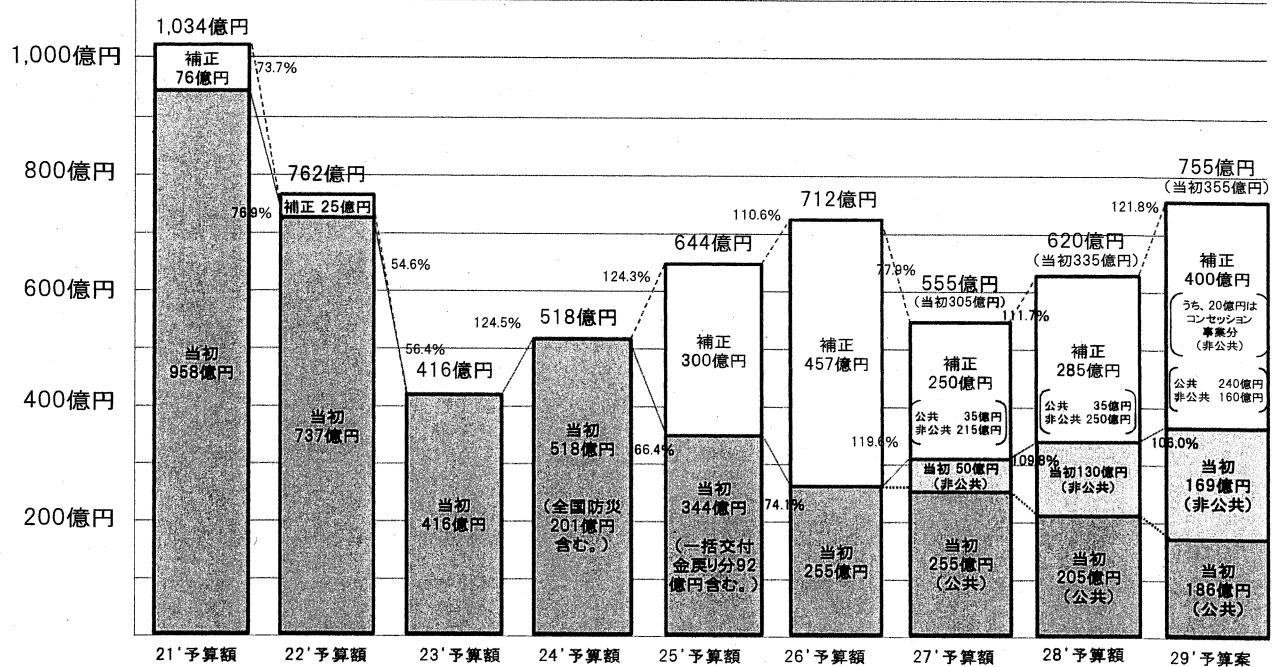
注2) : 百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3) : 耐震化等交付金の平成28年度第2次補正予算額には、コンセッション事業費20億円を含む。

注4) : 平成28年度予算額欄の上段()書きは、平成27年度補正予算額を含む。

注5) : 平成29年度予算案欄の上段()書きは、平成28年度第2次補正予算額及び第3次補正予算額を含む。

水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成29年度)



水道事業体の広域化推進のための台帳整備事業

要求内容

? 水道事業の基盤強化を推進するために、水道法の改正も含めた検討を行っているが、マンパワーの不足している中小規模の事業体では水道施設の保有・管理状況に関する基礎データも十分整備されていないのが現状である。アセットマネジメントに基づく資産管理の前提としても基礎データの整備は重要であり、今後基礎データである水道施設台帳の策定を水道法上義務づけようとしていることから、中小規模の事業体に対して国から財政支援を行い、台帳整備を推進する必要がある。そのうち、将来的に広域化に係る施設整備を実施するために、生活基盤施設耐震化等交付金(運営基盤強化推進等事業)を活用することを検討している水道事業体に対して、台帳整備に要する経費を同交付金の対象として位置づけ、広域化の推進の一助とするものである。

背景

- ? 高度成長期に集中的に設備投資された水道施設が老朽化とともに、人口減少による水道料金収入の減少が多くの地域で現実化。
- ? 水道事業者には小規模なものが多く、割高な事業運営を余儀なくされるとともに、健全な事業運営を維持していくために必要な経営面、技術面の戦略を練る人材を独自に確保することが困難な状況。
- ? このような状況に対し、水道事業の広域化・大規模化を図ることが有力な解決策であるが、水道施設の資産評価が進まず、将来必要となる設備投資額や災害時の施設損壊リスク等が不明確であることが広域化を阻害する一因となっており、基礎データとなる水道施設台帳の整備の推進が特に必要。

事業内容

広域連携協議会に参加している複数の水道事業体が将来的に生活基盤施設耐震化等交付金(水道事業運営基盤強化推進等事業)により広域化事業を展開することを積極的に意思表示している場合に、台帳未整備の水道事業体について支援を行う。

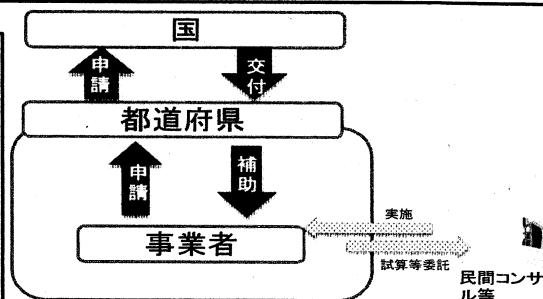
(なお、人材活用については、地方交付税措置(経営戦略の策定支援)を活用。)

? 支付期間は3年間

? 民間コンサルタント業者等を対象。

? 支付対象経費については委託費を想定。

? 支付率は運営基盤強化推進等事業と同様1/3とする。



2. 水道法の一部を改正する法律案について

※平成29年2月時点の案であり、今後変更があり得る。

(1) 水道事業基盤強化等に向けた水道法の改正について

従前の経緯

- 日本の水道は、97.8%（平成26年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、管路をはじめとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員数の減少、人口減少による料金収入減といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道事業の基盤強化を図ることが喫緊の課題となっている。
また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。
- 厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成25年3月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。
- 加えて、制度的対応についても検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長）を通知した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講すべき施策について」がとりまとめられた。

今後の取組

- 報告書では、水道事業の基盤強化（適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定、広域連携の推進、官民連携の推進）及び指定給水装置工事事業者

制度の改善について、今後の水道行政において講すべき施策の基本的な方向性及び具体的な対応が提言された。

- 厚生労働省では、報告書を踏まえ、平成29年通常国会において水道法の一部改正法案の提出を目指し、水道事業の基盤強化に必要な制度的対応等について検討を進めている。

(水道法の一部を改正する法律案の概要)

1. 関係者の責務の明確化

- (1) 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2) 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができるることとする。
- (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができるることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1) 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2) 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4) 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体に水道事業等の認可を残したまま、厚生労働大臣等の許可を受けて、当該事業に関する公共施設等運営権*を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定*に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施工する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定事業者が行う旨を規定。

なお、平成30年4月1日より施行予定（ただし、3.(2)は平成32年4月1日（予定））。

都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれでは、制度改革の動向を注視していただくとともに、平成28年3月2日の2つの通知を踏まえ、引き続き水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしくお願いする。
 - ・水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
 - ・都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。

(2) 適切な資産管理の推進、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定

従前の経緯

- 水道施設については、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大するなか、人口減少や節水型社会の醸成により料金収入が減少していく見込みであり、必要な施設更新を見極めつつ、そのための財源を確保することが必要となっている。
- このため、中長期的な財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。
- 厚生労働省では、全国の水道事業者等において中長期的な視点に立った計画的な施設更新・財源確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成21年7月7日に公表した。また、平成25年6月にはアセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを作成し全ての都道府県で簡易支援ツールに関する講習会等を実施するなど、水道事業者等のアセットマネジメントへの取組を支援してきている。
- これらの取組により、水道事業のアセットマネジメントの平成27年度実施率（実施中含む）は7割に至るが、一方で、アセットマネジメントの実施結果の活用率は5割程度と低い上、そもそも水道施設の適切な管理や計画的な更新等に有用な情報を保存するための台帳の整備率が6割程度に留まり、また、水道施設の現状を把握するための点検が十分実施されていない事業体が見られるなど、水道施設の適切な管理上の様々な課題が依然として見受けられる。
- 水道料金については、老朽化・耐震化費用の増大と人口減少に伴う水需要の減少とが相まって、将来水道事業の急速な経営状況の悪化が懸念されており、将来にわたり水道事業を持続可能なものとするためには、長期的な見通しに基づいて水道料金を設定することが必要となっている。
- しかしながら、約5割の上水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている一方、水道料金の値上げを行った水道事業者は、平成22年～平成26年の年平均で全体

の約4%にとどまっている。十分な更新費用等を水道料金原価に見積もっていない場合が多いと考えられ、このままでは、将来、急激な水道料金の引上げを招くおそれがある。

- これらの課題に関して、制度的対応についても検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長）を通知した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講すべき施策について」が取りまとめられた。

今後の取組

- 厚生労働省では、上記の水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書の提言を踏まえ、より一層の適切な資産管理の推進や、持続可能なサービスに見合う水道料金の設定に資するよう、必要な制度的対応や支援方策について検討を進めている。
- 適切な資産管理の推進については、水道施設を適切に管理するための台帳の整備、施設の点検を含む維持・修繕を義務付けるとともに、中長期的な水道施設の更新需要・財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）により、計画的な施設更新に努めることを法律上位置づけることを検討している。
- 持続可能なサービスに見合う水道料金の設定については、水道が国民生活に欠くことのできないライフラインであることにかんがみ、「清浄にして豊富低廉」という文言は維持しつつ、将来にわたり、健全な経営の^を下で、安定的な水の供給が確保されるべきであることを水道法の体系において明確にすることや、持続可能な水道を保つための料金原価とするため「資産維持費」が計上されるべきことについて周知徹底を図ることを検討している。また、中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合は、住民等に対してわかりやすい形で公表するよう努めなければならないことを法律上位置づけることを検討している。

都道府県等に対する要請

- 水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしくお願ひする。また、都道府県におかれても、制度改正の動向を注視していただくとともに、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願ひする。
- 適切な資産管理の推進については、台帳について、今年度内を目途に必要な記載事項の概要を示す予定なので、ご承知おきいただくとともに、台帳が未整備又は整備不十分の水道事業者においては、当該概要に沿って台帳整備を進められるようお願ひする。
また、アセットマネジメントについても、引き続き、水道施設の更新需要及び財政収支の試算を進めるとともに、試算結果を施設の更新計画の策定等に活用いただけるようお願ひする。また、更新需要等の試算を行った場合には、住民等に対して分かりやすい形で公表されるよう努められたい。
- 持続可能なサービスに見合う水道料金の設定に関しては、次の点をご確認いただき、必要に応じて、水道料金の見直しの検討に着手していただくようお願ひする。
 - ・資産維持費を適切に盛り込んで算定した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されているか（水道法施行規則第12条第2号）
 - ・供給単価が給水原価を下回らない等、財政の均衡が保たれるよう設定されているか（水道法施行規則第12条第1号）

(3) 広域連携の推進、官民連携の推進について

従前の経緯

ア. 広域連携・官民連携の推進

- 人口減少等による水需要の減少とそれに伴う給水収益の減少、水道事業に携わる職員数の減少など水道を取り巻く環境が厳しくなる中で、給水サービスの低下を招くことがないよう、将来にわたって健全な事業運営を持続するためには、広域連携や官民連携など地域の実状に応じた多様な形態の連携により、水道事業の基盤強化を図っていくことが必要である。
- 厚生労働省では、水道事業における多様な形態の連携を推進するため、広域連携の取組や官民連携の導入に関する手引きの作成等を通じた技術的支援を行うとともに、広域連携に伴う施設整備や官民連携の導入検討調査など水道事業の基盤強化に必要な経費に対して財政支援を行ってきた。

また、平成22年度より経済産業省と連携して「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地で年4回程度開催し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングを狙いとして、官民連携に関する取組事例の紹介やグループディスカッションなどを実施しており、官民連携の促進を図っている。

- また、日本再興戦略においては、民間事業者の資金やノウハウを活用し包括的に実施するPFI事業の一類型である公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入を促進するため、集中強化期間である平成26年度～平成28年度までの3年間での上水道の案件形成の目標が6件と定められたところである。コンセッション方式を推進する観点からも、水道事業の効率性を高める必要があるため、水道事業の広域連携を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討することとしている。

イ. 都道府県水道ビジョン策定の推進

- 都道府県には、個々の水道事業者等では解決が難しい課題や流域単位で連携すべき事項について、都道府県がその調整役を果たし、リーダーシップを発揮した助言等を積極的に行うことが重要である。また、将来の水道の理想像の実現に向け、管下の水道事業者等を牽引するためには、都道府県がビジョンを示して施策を推進することが必要である。

- このため、厚生労働省では、都道府県が「都道府県水道ビジョン」を、水道事業者等が「水道事業ビジョン」を作成することを推奨するとともに、両ビジョンを策定又は改定する際に参考となる手引きを作成・公表し、都道府県及び水道事業者等の取組を支援してきた。
- 加えて、制度的対応についても検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長）を通知した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講すべき施策について」が取りまとめられた。

今後の取組

- 厚生労働省では、上記の水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書の提言を踏まえ、より一層の広域連携や官民連携の推進に資するよう必要な制度的対応や支援方策について検討を進めている。
- 広域連携の推進については、都道府県に広域連携を推進する責務を追加するとともに、都道府県が主体となり、水道事業者等を構成員として、事業運営を適かつ効率的に実施するための広域連携を推進する協議の場を設けることができることを法律上明確にすることや、国が定める水道事業の基盤強化を図るための基本方針に基づき、都道府県が水道事業の基盤強化に関する計画を策定できることとし、計画に基づく一定の事業に対して財政支援する枠組みについて検討を進めている。
- 官民連携の推進については、各水道事業者が、多様な選択肢の中から、各々の事業のあり方を踏まえた上で、適切なものを選択できるよう、検討に当たって必要となる情報や留意点を詳細に提供することとしている。
さらに、コンセッション方式（公共施設等運営権※方式）について、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業者等において現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保す

る観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を検討している。

具体的には、地方公共団体に水道事業等の認可を残しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、当該事業に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みの導入を検討している。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

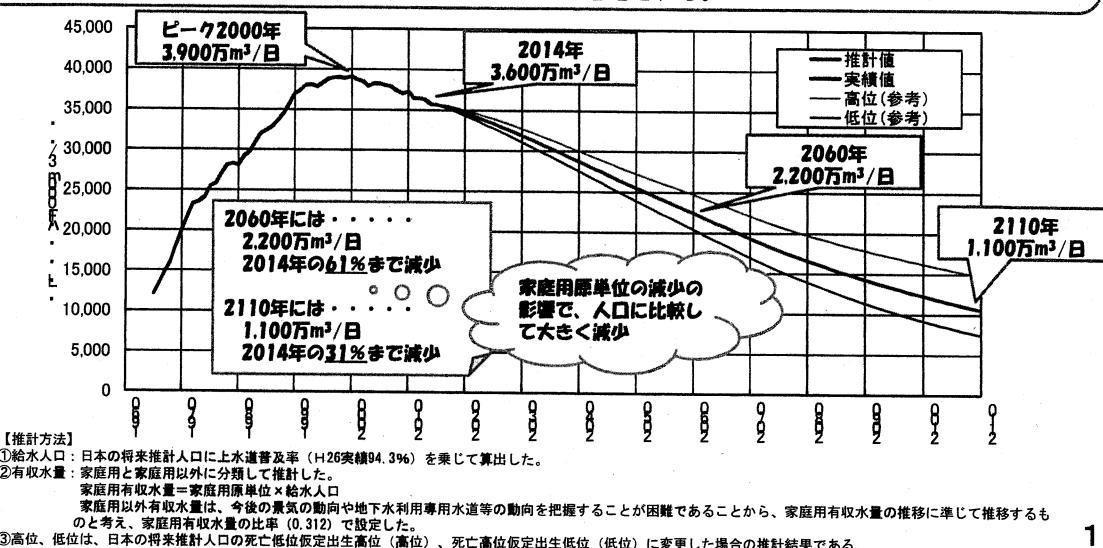
都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれては、制度改正の動向を注視していただくとともに、水道事業の基盤の強化のために必要な対応をよろしくお願ひする。
- 広域連携の推進については、都道府県において、平成28年2月29日の総務省通知「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」、平成28年3月2日の厚生労働省通知「水道事業の広域連携の推進について」及び「水道事業の基盤強化に向けた取組について」を踏まえ、引き続き広域連携に関する検討体制の構築を進めるようお願ひする。また、水道事業の維持・向上に関する専門委員会報告書に示された水道事業基盤強化計画に定めることが考えられる事項も含め、広域的な見地から地域の水道の将来像を示す「都道府県水道ビジョン」の検討・策定に積極的に取り組まれるようお願ひする。
- 官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は平成29年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、積極的な参加をお願いする。

人口減少社会の水道事業

- 日本の人口変動に対応して、有収水量は平成12年(2000年)をピークに減少に転じ、約40年後には有収水量がピーク時より約4割減少、約100年後にはピーク時より約7割減少。
- 水道事業は、独立採算制を旨としており、原則水道料金で運営されているが、人口減少に伴い給水量が減少し、水道事業の収益が減少することによって水道事業の経営状況は厳しくなってくる。
- 経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化が進行。
- また過度なコスト削減に伴う水道職員の削減による体制の弱体化により水道施設の維持管理が困難となり、漏水等の事故が増加するなど、水道サービスの低下が懸念される。

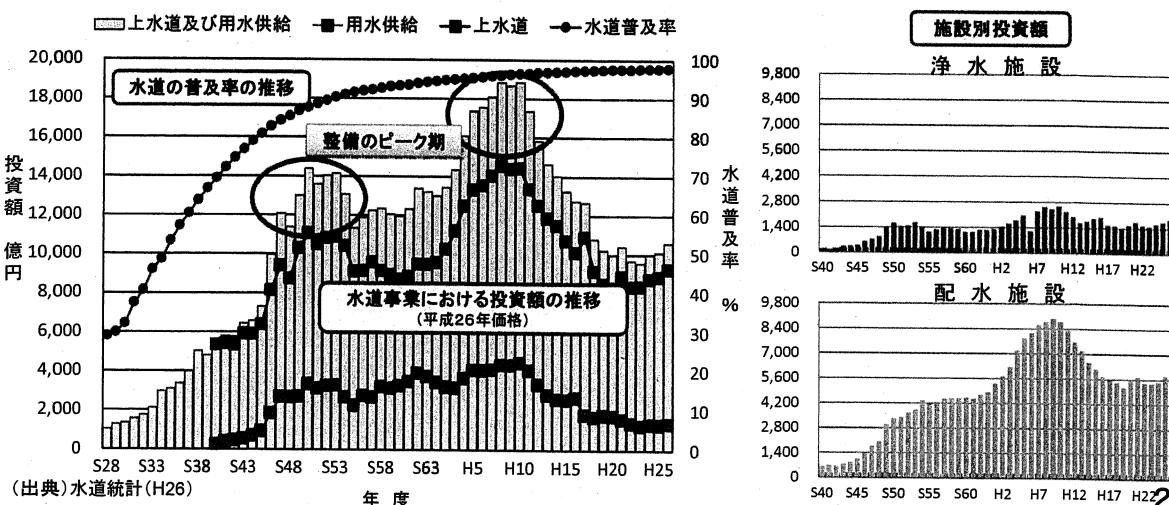
人口減少社会の水道事業



1

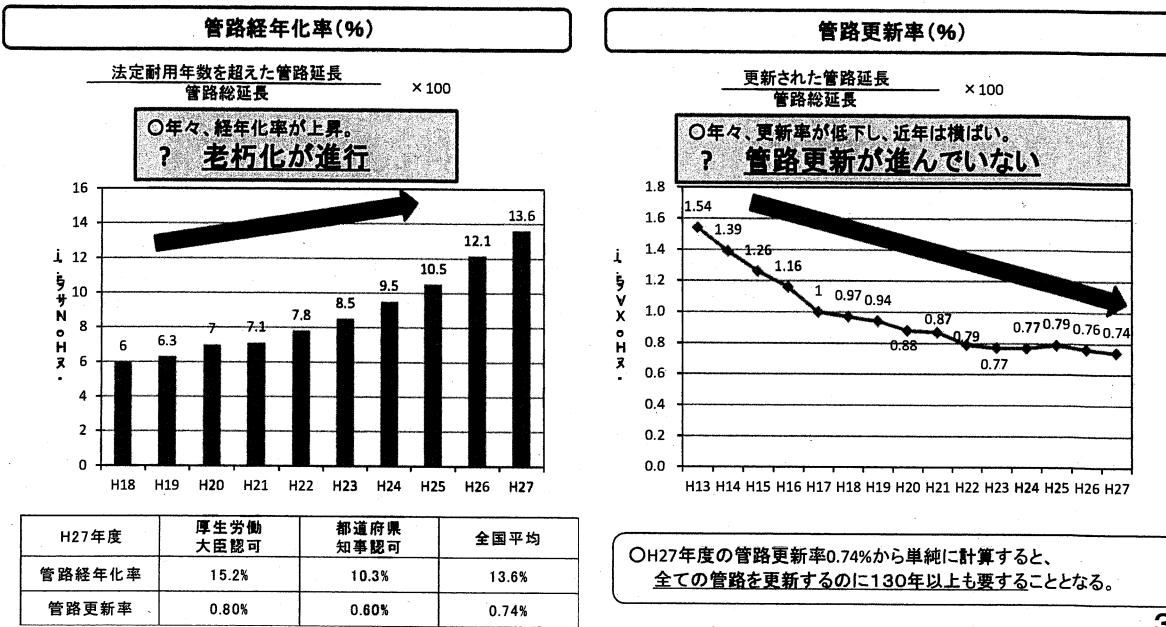
水道の普及率と投資額の推移

- 水道の普及率は、平成26年度末で97.8%。高度成長期に水道普及率は急激に上昇しているが、その時代に投資した水道の資産（特に整備のピーク期）の更新時期が到来している。
- 各年度における投資額の約6割は送配水施設（主に管路）が占めている。整備のピークは2回とも、浄水施設+送配水施設と考えられるが、特に2回目は配水施設への投資額が格段に大きい。
- 一方、投資額が近年減少しており、本来投資すべき更新需要がさらに老朽化することが懸念されることから、アセットマネジメントを通じた計画的な更新と水道料金収入の確保がなされるよう取り組む必要がある。



管路の老朽化の現状と課題

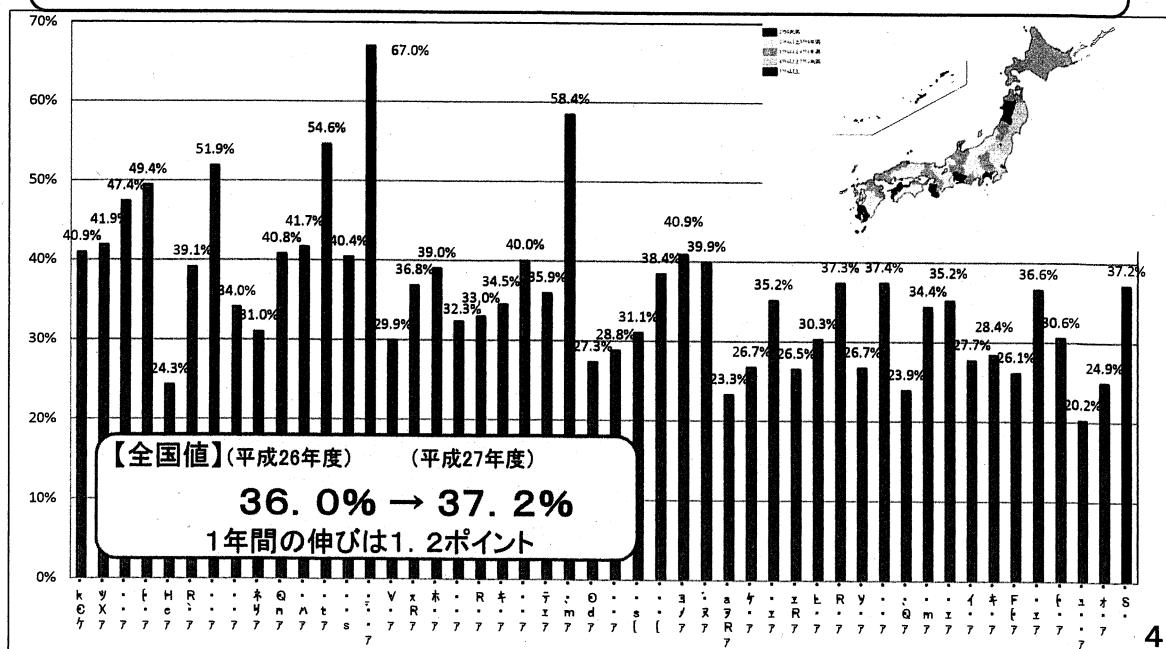
水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。



3

水道基幹管路の耐震適合率(平成27年度末)

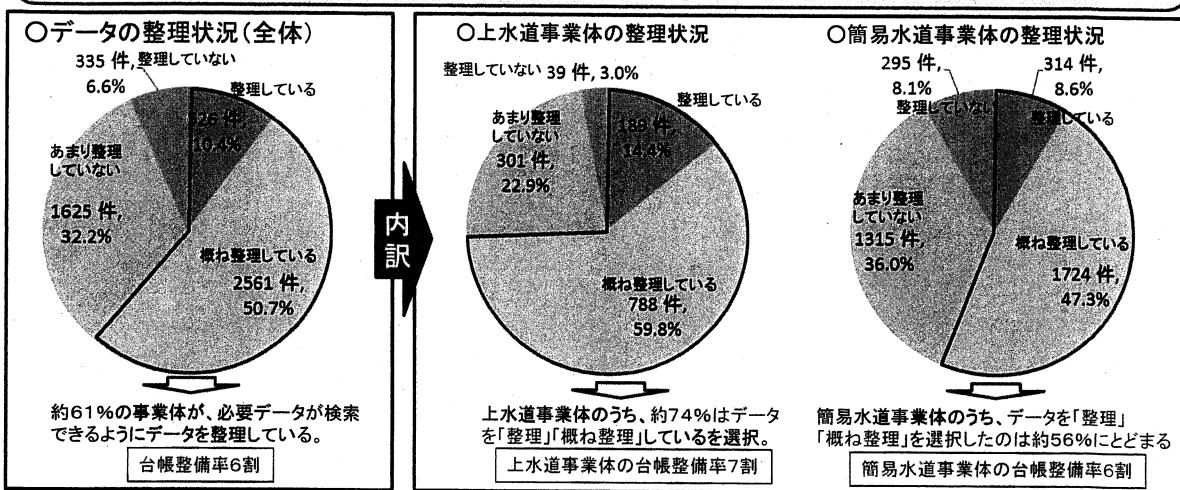
水道管路は、高度経済成長期に多くの延長が布設されているが、これらの多くは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は37.2%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。



4

水道事業者の水道施設データの整理状況について

- 水道事業者全体の約61%は水道施設のデータを整理しており、台帳整備がされている状況といえる。
- 上水道事業では、約74%がデータを整理しており、簡易水道事業では約56%が整理しているにとどまり、やや上水道事業に比べて遅れている状況。
- 台帳のデータが不足している場合の主たる理由は、「全てのデータが保管してあるか不明」「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などである。(上水道事業、簡易水道事業に共通)



(出典) 平成28年12月厚生労働省水道課調べ

5

水道施設の点検の実態について

- 日常点検の実施率は、管路が約40%、コンクリート構造物が約61%、機械・電気・計装設備が約88%。
- 定期点検の実施率は、管路が約26%、コンクリート構造物が約9%、機械・電気・計装設備が約72%。

	日常点検	定期点検
管路	<p>【実施事例】 ○ルート上の目視による漏水調査 ○弁類等の開閉確認 ○水管橋・道路橋添架管の目視調査</p>	<p>【実施事例】 ○漏水・音聴調査 ○大口径仕切弁・空気弁の清掃点検 ○定期洗管</p>
コンクリート構造物	<p>【実施事例】 ○巡回時の目視点検</p>	<p>【実施事例】 ○目視点検とテストハンマやクラックスケールを併用した検査 ○潜水業者による点検 ○配水池から水を抜き内部点検 ○配筋探査、圧縮強度試験及び中性化試験</p>
機械電気計装設備	<p>【実施事例】 ○減圧弁、流量計などの目視点検 ○異音、振動、臭い、熱などの点検 ○テレメータによる遠隔常時監視</p>	<p>【実施事例】 ○ポンプ設備、電気設備、次亜注入設備等の保守点検 ○絶縁抵抗、保護继電器特性試験、水質計器点検 ○ポンプのグリスアップ</p>

(出典) 平成28年12月厚生労働省水道課調べ

6

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

- 厚生労働省は、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成。
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表。
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- アセットマネジメントの実施率は、平成24年度の約3割から平成27年度の約7割と増加。

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

計画給水人口	5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0% 29.4%
H25	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0% 51.6%
H26	調査事業者数	916	222	160	58	29	93 1,478
	実施事業者数	413	171	146	54	29	73 886
	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5% 59.9%
H27	調査事業者数	906	208	155	55	29	87 1440
	実施事業者数 (実施済み)	496	174	146	52	29	75 972
	割合	54.7%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2% 67.5%
H26からH27への割合の伸び(ポイント)	9.7%	6.6%	2.9%	1.4%	0.0%	7.7%	7.6%

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

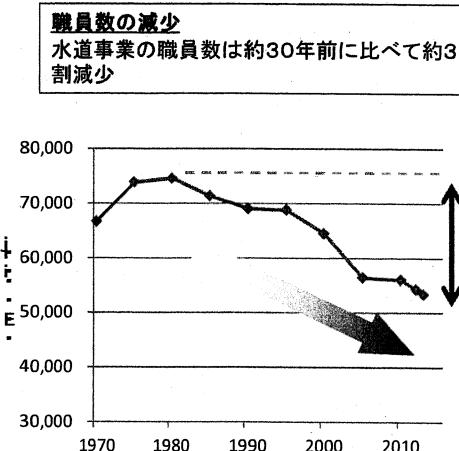
(平成28年1月末時点)

7

水道事業の職員数

- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少しており、特に小規模事業では職員数が著しく少ない。
- 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民との連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

水道事業における職員数の推移



水道事業における職員数の規模別分布

小規模事業の職員が少ない
給水人口1万人未満の小規模事業は、平均1～3人の職員で水道事業を運営している

給水人口	事業ごとの平均職員数					(参考) 事業数	
	事務職	技術職	技能職 その他	合計	最多	最少	
100万人以上	338	488	133	959	3,847	348	15
50万人～100万人未満	74	111	16	201	370	115	14
25万人～50万人未満	37	65	9	111	223	35	60
10万人～25万人未満	17	22	2	41	171	13	161
5万人～10万人未満	9	10	1	20	70	4	221
3万人～5万人未満	6	4	0	11	33	3	230
2万人～3万人未満	4	3	0	8	21	1	156
1万人～2万人未満	3	2	0	5	21	1	289
5千人～1万人未満	2	1	0	3	15	1	239
5千人未満	1	0	0	1	2	1	4

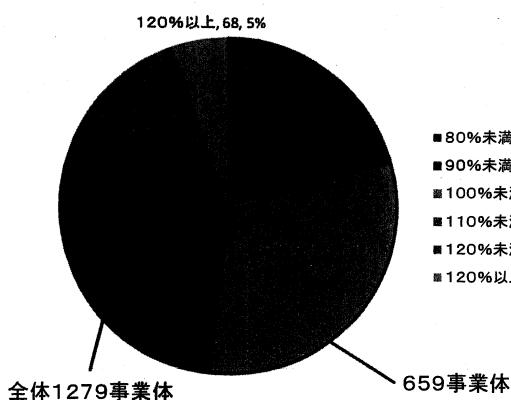
*職員数は、人口規模の範囲にある事業の平均
**最多、最少は人口規模の範囲にある事業の最多、最少の職員数
出典:水道統計(H26)

8

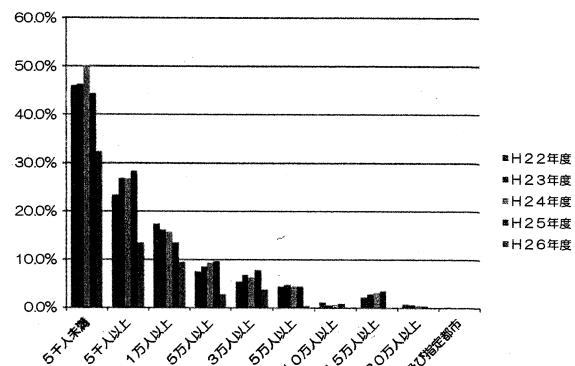
水道事業の経営状況

- 全体(1279事業体)の内、約52%(659事業体)で料金回収率が100%を下回っている
 ※料金回収率：給水に係る費用が、給水収益でどの程度賄えているかの指標
 (100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状況)
- 給水人口規模別では、政令指定都市以外のほぼ全ての事業体規模で累積欠損金が発生している
 ※累積欠損金：営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填できず、複数年度にわたって累積した損失(経営の健全性としては、累積欠損金比率は0%が求められる)

料金回収率 = 供給単価／給水原価



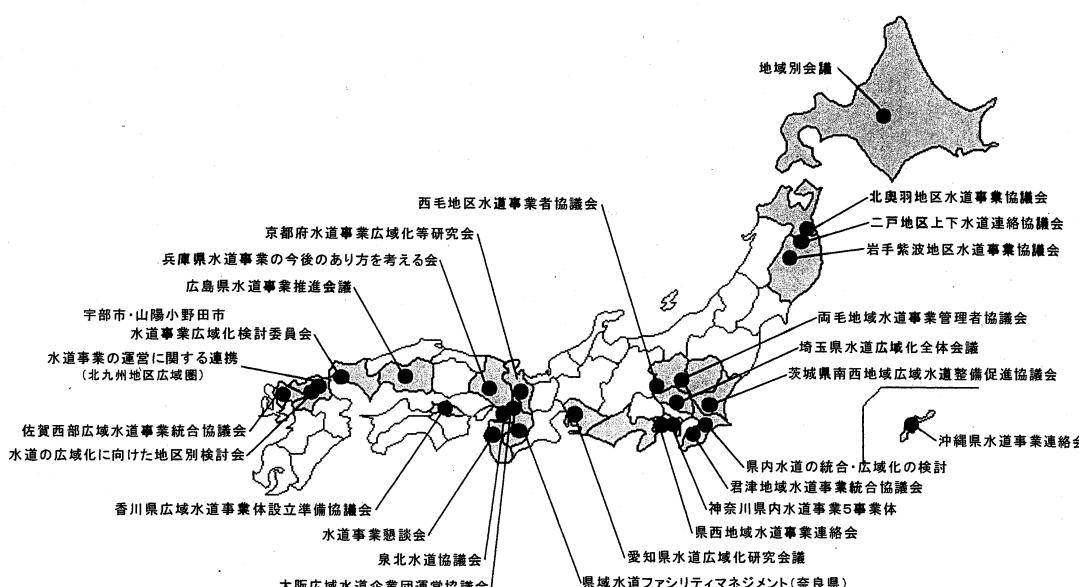
累積欠損金比率(%) = 当年度末処理欠損金／
 (営業収益？受託工事収益)



9

広域化検討に向けた協議会等の設置状況

- 現在、22道府県において、広域化に向けた検討の動きがある。
- このうち20道府県では協議会等が設置され、多様な形態の連携について検討が行われている。

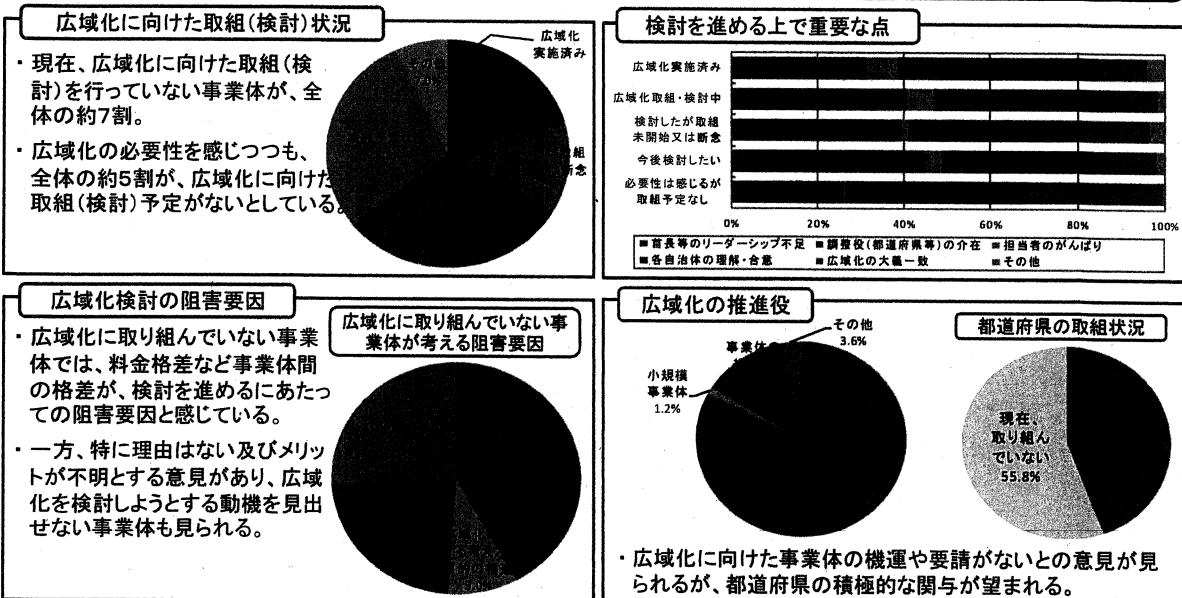


(出典)平成27年12月厚生労働省水道課調べ

10

水道広域化が進まない要因

- ✓ 全体の6割が広域化の必要性を理解するものの、広域化の取組(検討)を行っているのは2割程度。
- ✓ 阻害要因としては、料金や財政状況、施設整備水準等の事業体間格差が課題となっている。
- ✓ 事業体自身が広域化検討の契機を捉えられない状況にあることから、広域化の足掛りを与える推進役として都道府県の積極的な関与が望まれる。



(出典)「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査(官民連携及び広域化等の推進に関する調査)」厚生労働省水道課

11

水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況 ^{※1} 及び「実施例」
個別委託 (従来型業務委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務など	854箇所(489事業体)
個別委託 (包括委託)	○従来の業務委託よりも広範囲にわたる複数の業務を一括して委託	307箇所(111事業体)
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業体に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間: 172箇所(46事業体) 「箱根地区水道事業包括委託」 事業体: 15箇所(9事業体) 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場の包括委託」ほか
DBO ^{※2}	○施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	4箇所(4事業体) 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」ほか
PFI ^{※3}	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12箇所(8事業体) 「横浜市川井浄水場再整備事業」「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」ほか
公共施設等運営権方式(コンセッション方式) ^{※4} (PFIの一類型)	○水道施設の所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	(未実施)

※1 平成27年度実施中のもの(厚生労働省調べ: 調査対象は全国約1,660箇所の水道施設、902事業体)

※2 DBO: (Design Build Operate) 公共が資金調達を負担し、設計・建設・運営を民間に委託する方式

※3 PFI: (Private Finance Initiative) 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方式

12

民間事業者への公共施設等運営権の設定に関する手続の流れ

公共施設等運営権の設定を行おうとする地方公共団体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき以下の手続を行う。



13

指定給水装置工事事業者制度の現状(厚労省アンケート結果(H25年度末))

①不明工事事業者の存在

- 各水道事業者が公表している指定工事事業者リストに連絡がとれない指定工事事業者が掲載されている。(一部水道事業者が確認しているだけで約3千の不明工事事業者が存在)
- 不明工事事業者は、水道事業者からの指導監督や情報提供が行えないため資質の低下が懸念。
- 連絡がとれないなどといった水道利用者からの苦情の原因。

②違反行為(図1参照)

- 無届工事や構造材質基準不適合などの違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも1,740件発生。
- 直接水質事故につながりかねないクロスコネクション(※)のほかに、虚偽報告等の悪質な違反行為も発生。

※給水装置と給水装置以外の管(工業用水道など)を誤接合すること

③苦情(図2参照)

- 水道利用者からの苦情件数は4,864件に上る。苦情の内訳は「連絡不通」、「対応が遅い、悪い」、「費用が高額」が多く、修繕の施行不良など技術力の不足による苦情もある。
- 国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた水道工事や水道等の修理サービスに関する消費生活相談は約1,000件/年であり、横這い傾向で減っていない。

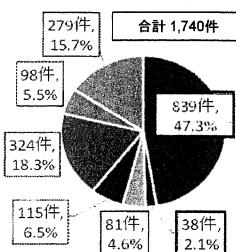


図1違反行為の内訳※複数回答分を含む

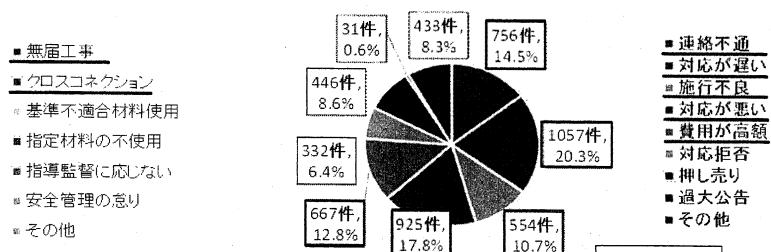


図2苦情の内訳※複数回答分を含む

14

水道法の一部を改正する法律案の概要

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の趣旨

1. 関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体に水道事業等の認可を残しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、当該事業に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

5. 指定給水装置工事事業者制度の改進

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施工する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定事業者が行う旨を規定。

施行期日

平成30年4月1日(予定) (ただし、3.(2)は平成32年4月1日(予定))

※平成29年2月時点の案であり、今後変更があり得る。

15

1. 関係者の責務の明確化及び広域連携の推進

- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化、人口減少社会の到来による給水人口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の減少、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- 水道の普及率は97.8%(平成26年度末)となつており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- また、1388の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が952と多数存在(平成26年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るために、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。



- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めることとする。
- 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置することとする。

※平成29年2月時点の案であり、今後変更があり得る。

16

2. 適切な資産管理の推進

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持管理や、定期的な修繕を行うことが必要。
 - また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
 - 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
 - また、人口減少に伴う水需要の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。
- 
- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。
 - 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。
 - 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。

※平成29年2月時点の案であり、今後変更があり得る。

17

3. 官民連携の推進

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
 - 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
 - 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することは可能。
 - ただし、施設の運営権を民間事業者に設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
 - 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。
- 
- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
 - 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、水道事業の認可は地方公共団体(主に市町村)に残しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。
 - 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく譲会承認等の手続きを経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

※平成29年2月時点の案であり、今後変更があり得る。

18

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。
H9：2万5千者→H25：22万8千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
 - ・所在不明な指定工事事業者：少なくとも約3千者
 - ・違反工事件数：1,740件／年
 - ・苦情件数：4,864件／年

※指定給水装置工事事業者制度：
各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施工する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※従来の指定の要件を変更するものではない。

(参考)指定の基準

- ・事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・切断用器具等の機械器具を有する者であること など

※平成29年2月時点の案であり、今後変更があり得る。

19

3. 熊本地震

(1) 水道施設の災害復旧

従前の経緯

- 平成28年熊本地震では、7県34市町村の水道施設が被災し、最大で445,857戸が断水した。最も多く断水が発生した熊本県では、熊本市の326,873戸を含めて、全断水戸数の約97%となる432,457戸が断水した。
- 今回の地震では、大規模な斜面崩壊により管路が流出したところや土砂流出や斜面崩壊により、道路が大きな被害を受け、管布設ルートの選定に苦慮したところも見られた。また、基幹管路に被害が発生し、断水被害が拡大したところや、家屋等に向かう給水管の断水被害が多発したところもあった。
- 厚生労働省では、地震発生直後から、震度5弱以上を記録した市町村の水道事業者に対し、水道施設の被害情報を直接確認するとともに、2016年4月15日付けで、公益社団法人日本水道協会や全国管工事業協同組合連合会など水道関係の団体に対し、応急給水・応急復旧活動への協力を依頼した。
- 応急給水活動では、被災した水道事業者からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者から最大で108台の給水車が派遣され、被災地での応急給水に従事した。
- 応急復旧活動では、北海道から沖縄までの全国各地から集結した応援水道事業者と被災地の水道事業体職員や地元管工事業者を合わせた、最大1000名体制により、漏水箇所の修繕や仮設管路の布設などを実施した。
- これらの応急復旧活動により、熊本市では4月30日に断水から復旧し、被災地全域でも、地震により家屋等が大きく損壊し、地域の復興に併せて水道を復旧・整備する予定の地域を除き、7月28日に断水は解消された。
- 被災した水道施設に対する財政支援については、平成28年度第2次補正予算において水道施設災害復旧費補助金として76億円の予算が措置されている。また、災害査定については32事業体からの申請があり、2月上旬をもって査定は終了した。

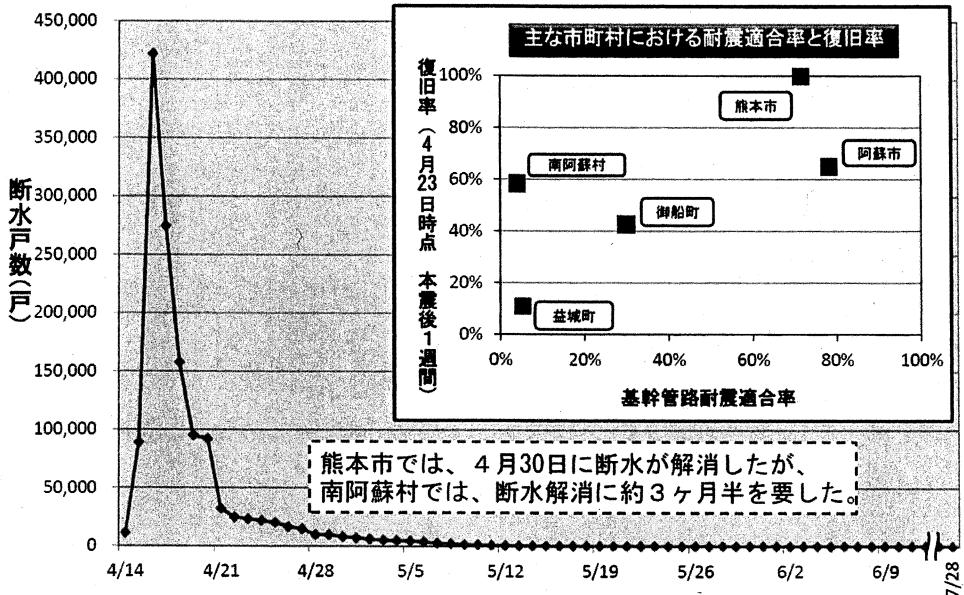
今後の取組

- 今後、災害復旧事業が進展していく中、水道施設の早期復旧を図るべく、災害復旧費補助金による財政的支援を進めるとともに、県や関連省庁とも連携し、早期の復旧・復興に向けた支援を鋭意進める。

都道府県等に対する要請

- 熊本地震の初動対応から、平時における耐震化の必要性、災害時の応援受入体制の整備の必要性、関係者間の連携・協力の重要性、被災者に対する給水装置の復旧工事についての情報提供の充実化の必要性が教訓として得られており、間もなく、日本水道協会と共同で実施した現地調査団の報告書がとりまとまる予定である。
- 水道事業者におかれては、災害発生時に迅速な応急体制を構築できるよう、他の水道事業者からの応援受け入れを想定した災害マニュアルの策定や関係者間の連携に係る協定の締結、マニュアルに基づく訓練の実施に努めていただくようお願いする。
- また、地震等の災害に備え、施設の更新需要と財政収支の見通しに基づく計画的な更新による耐震化の促進に努めていただくようお願いする。

熊本地震における水道の復旧状況



※4/27以降、地震により家屋等が大きく損壊した地域における断水戸数は、地域の復興見込みに合わせて水道も復旧・整備する予定として 市町村から報告のあったものであるため、復旧率を計算する際の断水戸数に含めないこととした。

4. 東日本大震災

(1) 水道施設の災害復旧

従前の経緯

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、総断水戸数257万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している。
- 津波被災地域の特例査定の調査額は、岩手・宮城・福島の3県合計で約1,024億円であり、復旧計画が作成されたものから保留解除を行っている。平成29年1月末までの保留解除額は、将来年度の事業計画を含め約493.8億円で、全体計画のおおよそ5割弱の進捗状況となっている。
- また、原子力発電所事故に伴う福島県の避難指示区域における水道施設の復旧は、区域再編に伴い立入可能となった箇所から、除染の進捗状況に合わせて施設の被害確認と修繕が行われている。
- 避難指示区域における災害査定は、平成28年度にも浪江町と双葉地方水道企業団（富岡町・大熊町）の2事業について実施しており、来年度以降も引き続き適時実施する見通しである。

今後の取組

- 津波被災区域の災害復旧事業が進展していく中、水道施設の早期復旧を図るべく保留解除の手続きを速やかに行い、国庫補助金の円滑な執行に努め、迅速かつ計画的な復興の推進を図る。
- また、厚生労働省や県、水道事業者、日本水道協会等の関係団体から構成される「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」での取り組みを通じ、現地の課題や支援ニーズの把握に努める。

都道府県等に対する要請

- 現地の復興状況は、地域性や抱えている課題によって様々であり、それぞれの状況に応じた支援が今後も求められる。厚生労働省としても早期復興に向けた支援を鋭意進めていきたいと考えているので、引き続き情報の共有や関係者間の連携について協力をお願いしたい。

災害復旧事業の実施状況 (H29.1.31現在)

■東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況			平成29年1月31日現在	
年度	申請事業者数	災害査定件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
平成23年度	182事業者	241件	301億円	—
平成24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
平成25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
平成26年度	2事業者	2件	0.03億円	—
平成27年度	2事業者	2件	0.3億円	—
平成28年度	2事業者	2件	0.02億円	—
合計	*202事業者	312件	315億円	1,024億円

※ 同一事業者を除く

■特例査定の保留解除状況				
特例査定		岩手県	宮城県	福島県
事業者数	査定実施	19事業者	22事業者	5事業者
	協議開始	8事業者	19事業者	5事業者
調査額合計(億円)		218	681	124
保留解除件数(件)	平成24.25年度	18	37	4
	平成26年度	24	33	8
	平成27年度	12	68	7
	平成28年度	34	81	11
	計	54	138	19
保留解除事業費(億円)	平成24.25年度	13.3	92.6	6.3
	平成26年度	55.0	97.5	13.9
	平成27年度	5.6	108.0	5.4
	平成28年度	47.5	263.1	12.6
	計	121.4	561.2	38.2

平成29年1月31日現在

※ 同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

(2) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応等

従前の経緯

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。
- 放射性物質を含む浄水発生土の処分等については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物（8千Bq/kgを超える浄水発生土を含む）に該当するものについては、国（環境省）が、それ以外については、排出者である水道事業者が処理を行うこととされている。
- 浄水発生土については、製品として安全性評価がなされていない園芸用土とグラウンド土への有効利用を自粛する状況が続いていたが、平成25年3月に健康局長通知（※）にて、園芸用土とグラウンド土への有効利用に関する安全性評価を行い、自粛していた再利用を可能とした。
※ 「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」（平成25年3月13日健康局長通知）

- 放射性物質を含む浄水発生土は、最近では毎月数千トンが発生しているが、水道事業者の努力により発生量以上の処分及び有効利用が行われている。全体的な保管量としては平成27年12月時点の約17.1万トンから平成29年1月時点で約13.0万トンと減少傾向で推移している。
- なお、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

今後の取組

- 引き続き、放射性物質を含む浄水発生土の発生量及び保管量について毎月の調査を行い、状況の早期把握に努め、必要に応じて水道事業者等に対して助言等を行う。

都道府県等に対する要請

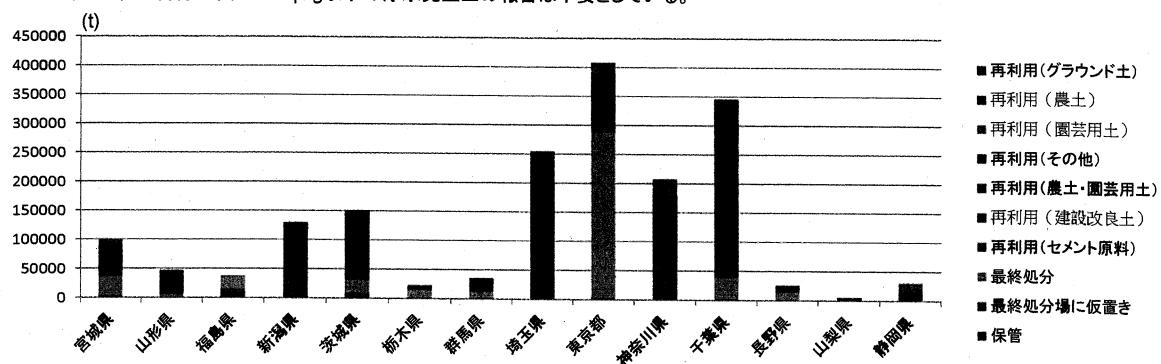
- 関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。
- 東京電力の損害賠償については、問題の早期解決に向けては情報共有が重要であることから、水道事業体より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いしたい。

浄水発生土の処分状況

(単位:トン) 平成29年1月10日時点

	保管	最終処分場に仮置き	最終処分	再利用(セメント原料)	再利用(建設改良土)	再利用(農土・園芸用土)	再利用(園芸用土)	再利用(グラウンド土)	再利用(農土)	再利用(その他)	計
宮城県	2516.6		34186.96	9856.41	45422.17		8157.005		33		98514.805
山形県	524		5262.39		41261.12	8.7				35	47081.21
福島県	14916.85		22081.23		691.5				414		36278.56
新潟県	26086.3		971.65	94324.63	1324.76	1288.43	31.3			6031.5	126785.77
茨城県	8951.71		22495.6	99098.79	18493		8.7			1883	144379.3
栃木県	1694.84		13113.52	8410.61						2.5	22866.87
群馬県	2027.977		10461.335	7386.62	15643.484					348.94	35025.166
埼玉県	51363.525		446.962	200535.92	1712.63	770.9				348.16	254786.097
東京都	3515.21		284528.7163	5920.93	47563.54		12200.4	6195.14		48259.3	408753.5663
神奈川県	1215.2		994	65883	111651.88	470	26563.6	282.16	470	18.46	207848.3
千葉県	2289.47		36403.08	243695.014	46969.84	40.2		11337	611.8	4767	340173.554
長野県	876		13038.06	2288.1	1928.87	139			4111	3597.3	25917.83
山梨県	1342				4411.33						5753.33
静岡県		21	1841.38	396	3421.4	9876.25	15684.14				31340.17
全体会	117,320	21	445,935	737,798	340,798	12,593	62,645	17,814	5,640	65,292	1,784,492

※平成28年11月分より、100Bq/kg以下の浄水発生土の報告は不要としている。



水道計画指導室

1. 水道事業者等への指導監督

従前の経緯

- 厚生労働省では、平成13年度から、厚生労働大臣認可の水道事業者等を対象に、水道法第39条の規定に基づく立入検査を実施しており、水道技術管理者の従事・監督状況等の水道法に規定する事項の遵守状況や、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況等を確認している。
- 平成27年度は、52の水道事業者等に対して立入検査を実施し、文書での指摘を延べ53件、口頭での指定を延べ131件行った。今年度は、48の水道事業者等に対して立入検査を実施する計画である。
- 立入検査の結果については、取りまとめの上、水道課ホームページで公表してきたが、昨年度より、指摘対象の水道事業者等の名称を併せて公表している。

都道府県等に対する要請

- 都道府県においても、上記の状況を御承知の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。
- 国認可の水道事業者に対しては、今年度より、管路の経年化率、更新率等に課題のある事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言等を今年度より行っているところである。都道府県におかれても、管下水道事業者に対し、水道施設の更新等について、長期的視野に立って、更新需要等を把握した上で、財源確保を考慮しつつ計画的に行うよう、重点的な指導監督をお願いする。
- また、毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業者等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しているところ、対象者が参加できるようご配慮いただきたい。（今年度の研修は、平成28年11月2日に実施。）また、研修資料を水道課ホームページに掲載しているので、管内水道事業者等に対する研修等に活用されたい。

水道課ホームページ

「平成28年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142067.html>

2. 水道分野における国際貢献

従前の経緯

- 国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられていた。我が国としても、世界トップクラスの水道を築いてきた経験と技術力を活用して、MDGs達成に向け取り組んできたところ、同目標は2010年に達成され、現在では世界全体で約66億人（2015年）が安全な飲料水の供給が受けられるようになった。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。
- 日本経済の再生のための司令塔として内閣に設置された（H24.12）日本経済再生本部において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され（H25.1）、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として経協インフラ戦略会議が設置された（H25.3）。同会議において決定された（H25.5）インフラシステム輸出戦略では、中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進を後押しする特定分野の1つとして「水」が取り上げられ、その後の改訂において、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された（H28.5）。
- 人口増加や経済発展を続けるアジア諸国において、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。今後は、ODAによる協力にとどまらず、日本の水関連企業が有する技術を海外市場において提供することによって、アジア諸国を中心に衛生的な水供給の確保に貢献する。また、インフラシステム輸出戦略を踏まえ、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるよう、日本の水道産業の国際展開を進めている。

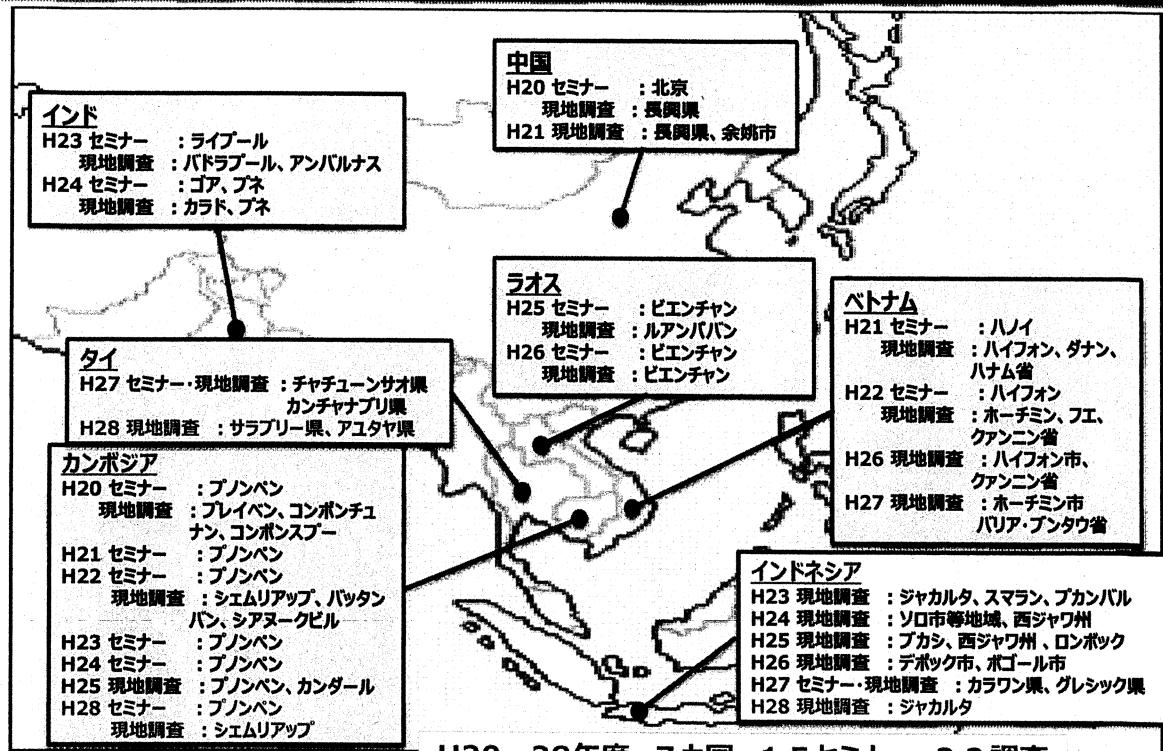
今後の取組

- 水道産業の国際展開推進事業において、日本の水道産業の海外展開を支援するため、アジア諸国を対象として、平成20年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業をPRとともに、相手国関係者との意見交換等を行っている。平成28年度は、カンボジア（10月）、タイ（12月）、インドネシア（1～2月）の3ヶ国において調査等を実施した。来年度も引き続き、同様の調査等を実施する予定である。
- 海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成23年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う、案件発掘調査を公募している。平成28年度はインドネシアにおける調査を採択した。来年度も引き続き、同様の調査を実施すると共に、これまでに採択した調査のフォローアップを行う予定である。

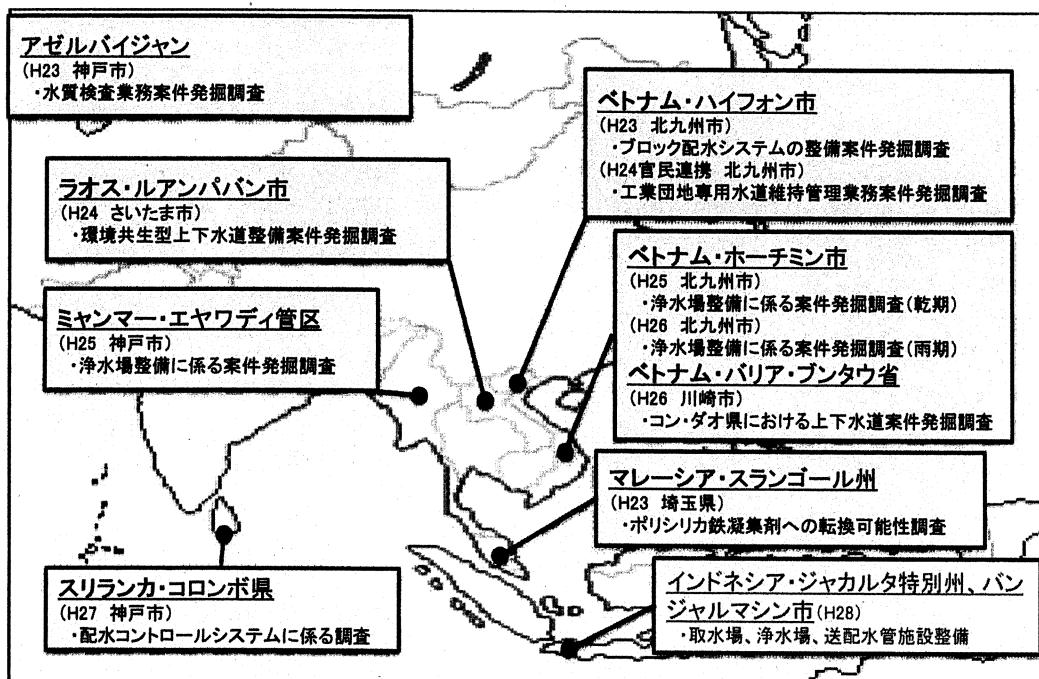
都道府県等に対する要請

- 水道産業の国際展開推進事業及び海外水ビジネス案件発掘調査事業は、平成29年度も実施する予定であるので、関心のある地方公共団体等におかれでは調査等への積極的な参加をお願いする。
- 国際標準化戦略検討の一環として、これまでに作成した水道施設設計指針及び水道維持管理指針の要約版および英訳版は、厚生労働省水道課ホームページに掲載しているので、JICAの国際研修資料や各国のJICA事務所等における参考資料として適宜活用されたい。

水道産業国際展開推進事業における対象国 (水道セミナー及び現地調査 H20年度~)



海外水ビジネス案件発掘調査事業における対象国 (H23年度~)



水道水質管理室

1. 水道水質管理

(1) 飲料水健康危機管理について

従前の経緯

- 厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成9年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成25年10月）を策定して対応しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等は毎年発生している。
- 水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道供給に支障が生ずるため、取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故の発生件数は、平成27年度は132件あった。
- また、飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け厚生労働省健康局水道課長通知）により通知している。

今後の取組

- 水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が適正かつ迅速に行われるよう、水道事業体等及び都道府県に対して、水道水質管理に関する指導や水質汚染事故発生時の連絡体制の確認等を徹底する。

都道府県等に対する要請

- 水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が適正かつ迅速に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。
- 飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が0.1 mg/L未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合等）については、直ちに、厚生労働省に連絡するよう、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

飲料水健康危機管理実施要領について (平成9年策定、平成25年最終改正)

<目的>

- 飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図る。

<対象となる飲料水>

- 水道水(水道法の規制対象)
 - 小規模水道水(水道法非適用の水道水)
 - 井戸水等(個人が井戸等からくみ上げて飲用する水)
- *ボトルウォーターは食品衛生法により措置されるため対象外

<情報収集の対象>

- 水道水の水道原水に係る水質異常
- 水道施設等において生じた事故
- 水道水を原因とする食中毒等の発生
- 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生



国における情報伝達、広報、対策の実施等を規定

飲料水健康危機管理実施要領について

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」 (平成25年10月25日付け健水発第1025 第1号水道課長通知)

- 水道原水又は水道水、飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常を把握した場合、都道府県等や水道事業者等に対し、厚生労働省へ報告を依頼。
- 平成25年10月に、報告様式を改正(右の例のとおり)。
- クリプトスピリジウム等の検出についても、本様式を用いて報告。

件名		件名
1	水質の異常として飲用井戸水、水道原水等の原因によるものとしていたった日時	午前9時0分0秒 日付: 2015/10/05
	2) 水質を測定した日時	午前9時0分0秒 時刻: 09:00
2	3) 水質の名称(上水道、販売用井戸水、飲用井戸水)	上水道
	4) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	緑色(黄緑色)
3	5) 水質の原因(原因不明、微生物等)	○微生物
	6) 水質の程度(濃度、濃度範囲)	○濃度
4	7) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	8) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
5	9) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	10) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
6	11) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	12) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
7	13) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	14) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
8	15) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	16) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
9	17) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	18) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
10	19) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	20) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
11	21) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	22) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
12	23) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	24) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
13	25) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	26) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
14	27) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	28) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
15	29) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	30) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
16	31) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	32) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
17	33) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	34) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
18	35) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	36) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
19	37) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	38) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
20	39) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	40) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
21	41) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	42) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
22	43) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	44) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
23	45) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	46) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
24	47) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	48) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
25	49) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	50) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
26	51) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	52) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
27	53) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	54) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
28	55) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	56) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
29	57) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	58) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
30	59) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	60) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
31	61) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	62) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
32	63) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	64) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
33	65) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	66) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
34	67) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	68) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
35	69) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	70) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
36	71) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	72) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
37	73) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	74) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
38	75) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	76) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
39	77) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	78) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
40	79) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	80) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
41	81) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	82) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
42	83) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	84) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
43	85) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	86) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
44	87) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	88) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
45	89) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	90) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
46	91) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	92) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
47	93) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	94) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
48	95) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	96) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
49	97) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	98) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
50	99) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	100) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
51	101) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	102) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
52	103) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	104) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
53	105) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	106) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
54	107) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	108) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
55	109) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	110) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
56	111) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	112) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
57	113) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	114) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
58	115) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	116) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
59	117) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	118) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
60	119) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	120) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
61	121) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	122) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
62	123) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	124) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
63	125) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	126) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
64	127) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	128) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
65	129) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	130) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
66	131) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	132) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
67	133) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	134) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
68	135) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	136) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
69	137) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	138) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
70	139) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	140) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
71	141) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	142) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
72	143) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	144) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
73	145) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	146) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
74	147) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	148) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
75	149) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	150) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
76	151) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	152) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
77	153) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	154) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
78	155) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	156) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
79	157) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	158) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
80	159) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	160) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
81	161) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	162) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
82	163) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	164) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
83	165) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	166) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
84	167) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	168) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
85	169) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	170) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
86	171) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	172) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
87	173) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	174) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
88	175) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	176) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
89	177) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	178) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
90	179) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	180) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
91	181) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	182) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
92	183) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	184) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
93	185) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	186) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
94	187) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	188) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
95	189) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	190) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
96	191) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	192) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
97	193) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	194) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
98	195) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	196) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
99	197) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	198) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
100	199) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	200) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
101	201) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	202) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
102	203) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	204) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
103	205) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	206) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
104	207) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	208) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
105	209) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	210) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
106	211) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	212) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
107	213) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	214) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
108	215) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	216) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
109	217) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	218) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
110	219) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	220) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
111	221) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	222) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
112	223) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	224) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
113	225) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	226) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
114	227) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	228) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
115	229) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	230) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
116	231) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	232) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
117	233) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	234) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
118	235) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	236) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
119	237) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	238) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
120	239) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	240) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
121	241) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	242) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
122	243) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	244) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
123	245) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	246) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
124	247) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	248) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
125	249) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	250) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
126	251) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	252) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
127	253) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	254) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
128	255) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	256) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
129	257) 水質の特徴(水色、浮遊物質等)	△
	258) 水質の原因(原因不明、微生物等)	△
130		

(2) 貯水槽水道について

従前の経緯

- 貯水槽水道のうち有効容量が10m³を超える簡易専用水道は、水道法において、その設置者に対し、1年以内ごとに1回の検査が義務づけられている。また、貯水槽水道のうち簡易専用水道の規模要件に満たない小規模貯水槽水道は、水道法上検査の義務づけはないものの、飲用井戸等衛生対策要領等に基づき水質検査を1年以内ごとに1回行う等、適切に管理することを求めている。
- 簡易専用水道の管理の検査受検状況は、近年は80%前後で推移しており、平成27年度は78.3%であった。また、簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は平成27年度は23.8%であり、特に衛生上問題があつたために報告された割合は同年度で0.4%であった。
- 一方で、小規模貯水槽水道の検査受検状況は、近年は3%前後で推移しており、平成27年度は3.2%であった。また、小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は、平成27年度は26.9%であり、特に対策の充実が急務となっている。
- 厚生労働省では、貯水槽水道（簡易専用水道及び小規模貯水槽水道）の管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を発出し、都道府県等及び水道事業者に対し、貯水槽水道の衛生確保の一層の推進を求めている。
- なお、貯水槽水道の指導監督に係る事務は、以前は都道府県、保健所設置市及び特別区が行っていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による水道法の改正により、平成25年4月1日以降はすべての市に移譲されている。

今後の取組

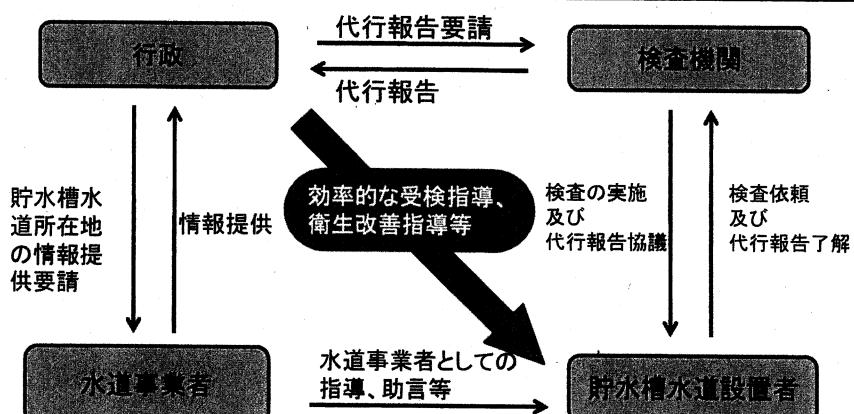
- 厚生労働省では、引き続き各自治体の貯水槽水道の管理及び指導の実態を把握とともに、貯水槽水道の管理向上に向けた指針を取りまとめる予定。

都道府県等に対する要請

- 水道事業者と連携して貯水槽水道の設置場所の把握及び更新を進めるとともに、設置者に対する指導を引き続きお願いする。
- 指導権限を移譲した市において円滑に事務が執行されるよう、移譲先の担当部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに、適切な助言を行うようお願いする。

貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進

- ◆ 効率的な受検指導、衛生改善指導により、貯水槽水道の管理水準の向上を図るべく、平成22年3月25日付で行政、水道事業者、検査機関3者に通知
 - ・ 都道府県等衛生担当部局と水道事業者における貯水槽水道の所在地情報の共有を促進
 - ・ 登録検査機関の協力による検査結果の代行報告を積極的に活用



23

(3) 水道水質基準等の見直し

従前の経緯

- 平成15年の厚生科学審議会答申に基づき、厚生労働省では検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

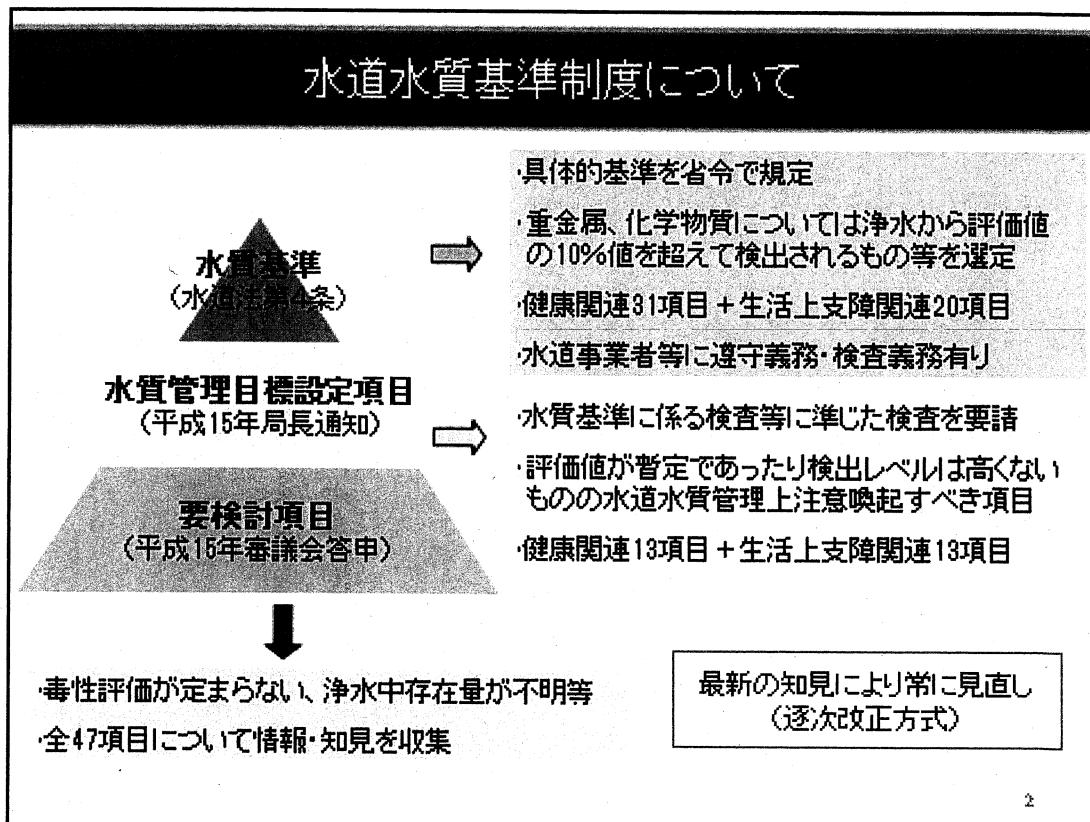
今後の取組

- 内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価等に基づき、平成29年1月31日に開催した第18回厚生科学審議会生活環境水道部会の了承を経て、同年4月1日より「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」（平成4年12月21日衛水第270号水道整備課長通知）に掲げる農薬類の目標値等の見直しを行う予定である。
- 検査方法については、平成29年4月1日より「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に、臭素酸の検査方法について、「液体クロマトグラフ－質量分析法」を追加すること、金属類の検査における混合標準液の使用及び保存を認めること等の改正を行う予定である。

都道府県等に対する要請

- 水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、貴管下の水道事業者等に対し、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うよう周知指導方、特段のご配意をお願いする。
- 水質基準等の逐次改正の検討に用いるため、要検討項目について検査を行った場合には、厚生労働省において毎年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

水道水質基準制度について



2

水質基準等の見直し(H29.4.1施行予定)

【対象農薬リスト掲載農薬類】(目標値の変更)

項目	現行目標値	新目標値
ピロキロン	0.04 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
ベンゾフェナップ	0.004 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下

【対象農薬リスト掲載農薬類】(要検討農薬類から格上げ)

項目	現行目標値	新目標値
テフリルトリオン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下

【対象農薬リスト掲載農薬類】(項目を統合)

項目	現行目標値	項目	新目標値
ダゾメット	0.006 mg/L 以下	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート(MITC)	0.01 mg/L 以下 (メチルイソチオシアネートとして)
メタム(カーバム)	0.01 mg/L 以下		
メチルイソチオシアネート(MITC)	—		

※メチルイソチオシアネートは要検討農薬類

【要検討農薬類】(目標値を新規設定)

項目	新目標値
プロマシル	0.05 mg/L 以下

1

(4) 適正な水質検査の確保について

従前の経緯

- 水道法第20条に基づく水質検査は、水道により供給される水が同法第4条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものであり、水道事業者自らが実施する場合も登録水質検査機関等に委託して実施する場合もその信頼性の確保が必要である。また、同法第24条の3に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合は、水質検査業務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。
- このため厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成28年12月「水道事業における官民連携に関する手引き」にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。
- また、登録水質検査機関に関しては、平成23年に水質検査の委託契約の手続きの適正化、委託先の検査機関の監督等に関して水道法施行規則を改正するとともに、平成24年9月に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。これらに基づき、登録水質検査機関においては、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査の実施等、水道法に定める規定を着実に履行し、水質検査が適正に実施されているかについて日常の業務管理を行うことが重要である。

今後の取組

- 厚生労働省では、水道水質検査の信頼性確保及び検査精度向上を目的とした水道水質検査精度管理のための統一試料調査と、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を実施しており、今後もこれらの取り組みを引き続き実施する予定である。

都道府県等に対する要請

- 都道府県においては、管下の第三者委託により業務の委託を行う水道事業者等に対し、水質検査が適正に取扱いされているかを確認・指導するとともに、厚生労働省の取組を

参考に水道事業者等が登録水質検査機関の業務の確認等に努めるよう指導する等、特段のご配意をお願いする。

(5) 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

従前の経緯

- 水道水は飲用のみならず生活・都市機能維持のために使用されており、断水は市民生活における大きな影響を及ぼすことから、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業者が断水による影響も考慮し、摂取制限を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を取りまとめ、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日生食水発0331第3号）にて通知した。
- この通知における考え方は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日健水発1010001）を補完するものであり、変更するものでないことに留意が必要である。

都道府県等に対する要請

- 貴管下の水道事業者等において水質異常時に摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、水質事故等に関する情報の提供を依頼している（「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日健水発1025第1号）に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いする。

(6) 耐塩素性病原生物対策の充実

従前の経緯

- クリプトスパリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成19年3月に策定した「水道におけるクリプトスパリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策が実施されている。

- 平成28年3月末時点で、クリプトスボリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況としては、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれのレベルを判断していない施設が全体の9%あり、また、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれがある施設（レベル4又はレベル3）のうち31%が対策を検討中と、対策の充実が急務となっている。

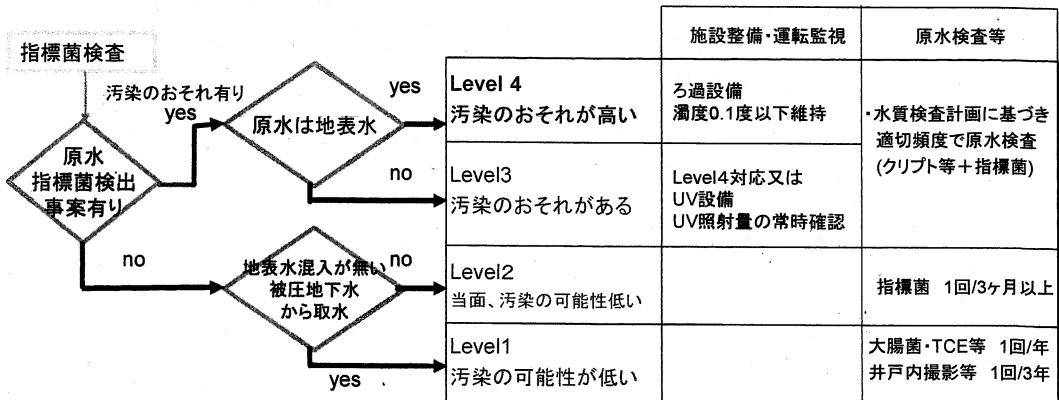
今後の取組

- 厚生労働省では、「水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針」に基づく対応が実施されるよう、水道事業者等に対し、引き続き立入検査等で指導していく。

都道府県等に対する要請

- 汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、早期の水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じるよう、水道事業者に対し指導をお願いする。
- クリプトスボリジウム等による汚染のおそれのある施設をもつ水道事業者に対して、濁度管理を徹底し、当該施設における水道原水の検査を水質検査計画に位置づけるよう指導をお願いする。

**平成19年4月1日より「クリプトスポリジウム対策指針」を適用
汚染のおそれの判断に応じた施設整備・運転監視と原水水質検査**



- ・ **指標菌等検査の水質検査計画への位置付けは平成20年4月施行**
- ・ **浄水は14日間保存することが望ましい (Level 3以上)**

(7) 水安全計画について

従前の経緯

- 厚生労働省は、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。平成20年5月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成23年度頃までを目途に水安全計画を策定又はこれに準じた危害管理を徹底することが望ましい旨を、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。
- しかしながら、平成28年3月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業は20%、策定中の事業は4%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない水道事業者が多数存在していることが明らかになっている。

今後の取組

- 水安全計画の策定をより一層促進するため、平成27年6月に中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開しており、今後も計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保の推進を図っていく。

都道府県等に対する要請

- 貴管下の水安全計画未策定の水道事業者等に対して、できるだけ早期に計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けた検討を進めるよう指導をお願いする。

また、水安全計画策定済の水道事業者等に対しては、計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うよう指導をお願いする。